

JT-60SA マグネットコントローラーの設計及び
調整業務に係る労働者派遣契約

仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

那珂フュージョン科学技術研究所

トカマクシステム技術開発部

JT-60SA マグネットシステム開発グループ[°]

1 件 名

JT-60SA マグネットコントローラーの設計及び調整業務に係る労働者派遣契約

2 目 的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）は、幅広いアプローチ活動の一環として実施されるサテライト・トカマク計画整備として、超伝導トカマク装置 JT-60SA の運転を行う。本仕様書は、JT-60SA ヘリウム冷凍機及びマグネットの運転を制御するマグネットコントローラーの設計及び調整に従事する労働者の派遣について定めたものである。

3 派遣期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

4 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、その他 QST が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、QST の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

5 就業時間及び休憩時間

(1) 就業時間 9:00～17:30（休憩時間 60 分を含む。）

(2) 休憩時間 12:00～13:00

ただし、業務の状況に応じて時差出勤を命ずる場合があるため、派遣元の就業規則において以下の時間帯での時差出勤が可能であること。

- 8:00～16:30（うち 12:00～13:00 は休憩時間とする）
- 14:00～22:30（うち 18:00～19:00 は休憩時間とする）

必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。

派遣者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

6 人 員

1 名

（派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、交代要員を配置させるなど、担当職員と協議の上、必要な処置を講じること。）

7 就業場所

茨城県那珂市向山 801 番地 1

QST 那珂フュージョン科学技術研究所

トカマクシステム技術開発部 JT-60SA マグネットシステム開発グループ

電話：029-277-1655

ただし、QST が認める場合は必要に応じて派遣労働者の自宅等

8 業務内容

本業務に係る作業は、JT-60SA マグネットシステム開発グループ所掌の以下の試験装置、作業エリア（放射線管理区域を含む。）にて実施されるものである。

（試験装置）

- ・ JT-60 実験棟本体室 JT-60SA 装置
- ・ JT-60 実験棟増設部 JT-60SA 超伝導マグネット冷凍設備
- ・ JT-60 実験棟増設部超伝導コイル計装設備

（作業エリア）

- ・ JT-60 制御棟
- ・ JT-60 実験棟
- ・ JT-60 実験棟増設部能動粒子線電源室、制御室、データ整理室及び冷凍機室
- ・ ヘリウム圧縮機棟及び屋外機器エリア
- ・ 超伝導コイル巻線棟
- ・ 超伝導導体製作棟

具体的な作業は、以下のとおり。

（1）マグネットコントローラーの設計及び調整業務

ヘリウム冷凍機及びマグネットの制御系であるマグネットコントローラーについて、ヘリウム冷凍機、ヘリウム分配システム及びマグネットに関する専門知識と経験をもとに、これまでの運転履歴から問題を抽出し、その設計及び調整を行うこと。

（2）当該設計及び調整業務に資する業務

マグネットコントローラーの設計及び調整を円滑に行うため、以下を実施する。

- ・ コントローラーに関する高圧ガス設備の機器整備及び書類作成
- ・ 運転要領の詳細化
- ・ 計測機器類の設定値等の履歴の確認、調整、校正及び改造
- ・ 取得したデータとの比較、解析
- ・ 調整業務に関する予備部品、交換部品の調達及び管理

（3）その他付随的業務

上記に関する業務で、派遣労働者の業務場所において自他に関わりなく派遣労働者の業務とされているもの。

9 必要な要件

- ・ マグネット及びヘリウム冷凍機制御系の機器類、運転及び管理に関する技術業務の経験（1年以

上)を有していること。

- ・ 放射線管理区域内で従事した経験(1年以上)を有していること。
- ・ 電気工事士及び高圧ガス製造保安責任者の資格(相当する資格を含む。)を有すること。
- ・ 上記業務を遂行する上で必要となる事務系パソコンソフト (MS-Word 及び MS-Excel) を用いて文書を作成する事が可能なこと。
- ・ 日本語によるコミュニケーション及び文章理解・作成が可能なこと (日本語を母語としない場合は日本語能力試験 N2 相当以上)。

10 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職無し

11 組織単位

那珂フュージョン科学技術研究所 トカマクシステム技術開発部 JT-60SA マグネットシステム開発
グループ

12 指揮命令者

那珂フュージョン科学技術研究所 トカマクシステム技術開発部 JT-60SA マグネットシステム開発
グループリーダー

13 派遣労働者を派遣元における無期雇用者又は 60 歳以上の者に限定するか否かの別

派遣労働者を「無期雇用派遣労働者又は 60 歳以上の者に限定しない」。

14 服務等

- (1) 一般健康診断については、派遣元が負担すること。
- (2) 特殊健康診断については、QST が負担する。
- (3) 在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

15 提出書類

派遣労働者決定後、下記の書類のうち(1)～(5)については「指揮命令者」及び「派遣先責任者」(人事担当課) へ各 1 部、(6)については契約担当課へ速やかに提出すること。

- (1) 派遣元の時間外休日勤務協定書(写)(契約後)
- (2) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号(契約後及び変更の都度速やかに)
- (3) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書(契約後及び変更の都度速やかに)
- (4) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類(契約後及び変更の都度速やかに)
- (5) 仕様書「9. 必要な要件」に定める資格要件等を有することを証明する資料(契約後及び変更の都度速やかに)
- (6) その他契約上必要となる書類

※上記(1)の書類は、派遣契約開始日において有効なものに限る。人事担当課へ提出後に協定の有効期間が更新された場合、あるいは契約期間中に協定に変更が生じた場合はその写しを人事担当課へ速やかに提出すること。

※上記(3)の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと（派遣する労働者が45歳以上である場合はその旨（60歳以上の場合はその旨）、18歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。）また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

※上記(4)における書類とは、派遣労働者を派遣する時点において、当該派遣労働者が各保険に加入していることを確認できるものであり、次のとおりとする。

・健康保険加入を証する書類として、資格確認書または健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書等

・厚生年金保険加入を証する書類として、健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書等

・雇用保険加入を証する書類として、被保険者証等

これらの書類は写しを提出するか、又は人事担当課へ写しを提示することとする（届出日付又は取得日付以外の不要な個人情報は黒塗りとすること）。派遣労働者が変更になった場合は、同書類を速やかに人事担当課へ提出又は提示すること。

16 検査条件

毎月履行完了後、QSTが、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

17 派遣先責任者

QST 那珂フュージョン科学技術研究所 管理部 廉務課長

18 グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

19 その他

- (1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- (2) QSTの業務の都合により本仕様書に定める業務場所以外（海外を含む。）での出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。
- (3) 派遣元は、QSTが量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、労働者派遣法を始めとする法令のほかQSTの規程等を遵守し、安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。

- (4) 派遣元は、派遣労働者に欠務が生じるときは直ちに QST に連絡するものとし、欠務減額するか又は交代要員を派遣するかを QST と協議し、その指示に従うこと。
- (5) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、QST の情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。また、特に次の事項に注意しなければならない。
 - ア 在宅勤務の際に作成した成果物等を、QST 外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
 - イ アに定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。

20 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議のうえ、その決定に従うものとする。

以上